（その３）

請　　　　　書

　下記のとおり、国東市契約規則を承諾の上、お請けします。

１．件　　名　　令和　　年度

２．契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税含む）

３．内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約事項 | 規格品質 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | － | － | － | － |  |  |
| 納入期限 | 令和　　　年　　　月　　　日まで | | | | | |
| 納入場所 | 国東市 | | | | | |
| 契約保証金 |  | | | | | |
| 契約金額の支払いの | 代金は、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。 | | | | | |

４　契約の解除

　　　　受注者が次の各号の一に該当することが認められたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者に損害の賠償を求めず、また、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金として市に契約金額の100分の10に相当する金額を納入します。この違約金の徴収は、市の損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(1)　納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないと認められたとき。

(2)　天災地変その他契約者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認められたとき。

(3)　受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。

(4)　契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(5)　受注者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

５　特約事項

　令和　　　年　　　月　　　日

受注者　住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　発注者　国東市長　　　　　　　　　　　　様